

板橋区

第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会

報告書

平成27年3月

板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会

はじめに

板橋区では、外国人住民の増加に伴い、多文化共生の視点でまちづくりを推進するため、平成23年度から27年度の5年間を計画期間として「板橋区多文化共生まちづくり推進計画」を策定し推進を図っている。近年、在留外国人数は約212万となり、多文化共生を推進していく上で大きな契機となる出来事もいくつかあった。改正住民基本台帳法が施行されたことで、外国人も日本人同様、住民基本台帳制度の適用対象となり、外国人住民の意識を取り巻く状況も変化した。また、在留資格に新たに「高度専門職」が創設され、さらに「介護」が追加される方向となり、いわゆる外国人労働者の受入れが拡大されつつある。さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定により、外国人観光客の増加が見込まれ、外国人に対するおもてなしや多文化共生について、関心が高まった日本人は少なくないはずである。

多文化共生とは、日本人住民と外国人住民が対等の立場でお互いの文化を尊重し、共存することである。行政が主体となって多文化共生を推進することはもちろん大切であるが、多文化共生社会が真に実現するためには、最終的に、一人ひとりがどれだけ、自らと違いのある相手を認め、尊重できるかどうかにかかっている。このことを、行政の施策のみで実現させることは、困難であり、行政が施策を講じたうえで、区民一人ひとりにまで多文化共生の視点を浸透させていくことが必要である。

本検討会では、現在の「板橋区多文化共生まちづくり推進計画」の課題と次期計画策定に向けた方向性の考察を、3回にわたる会議を通じて行い、ここに報告書をまとめることになった。具体的には、①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくり、④多文化共生施策の推進体制整備、という現計画の4つの施策の柱ごとに課題を取り上げ、次期計画に向けてどのような施策が必要であるのかを示している。また、本検討会と同時期に実施されたアンケート調査「板橋区多文化共生実態調査」は、区民の声を直接集約したものであり、区民の視点から見た「多文化共生」に対する意識、現状、要求などを把握するうえで必要不可欠なものである。

アンケート調査にご協力いただいたすべての方々に厚く御礼申し上げるとともに、本報告書が、「板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画」の策定の中核となり、板橋区が、さらに「多文化共生」が実現した誰もが住みやすい区になることを願ってやまない。

平成27年3月

板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会
会長 佐渡友 哲

目 次

I	板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画について	1
II	板橋区の現況	2
III	現計画の課題と次期計画の方向性	6
1	コミュニケーション支援	6
2	生活支援	11
3	多文化共生の地域づくり	17
4	多文化共生施策の推進体制整備	20
IV	多文化共生まちづくりを推進するために	23
1	多文化共生まちづくりを担う人材の育成	23
2	東京オリンピック・パラリンピックを契機として	25
V	参考資料	27
1	アンケート調査（郵送）について	27
2	ボランティアに対するアンケート調査	34
3	板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会 設置要綱	39
4	板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会 委員名簿	41
5	板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会 検討経過	42

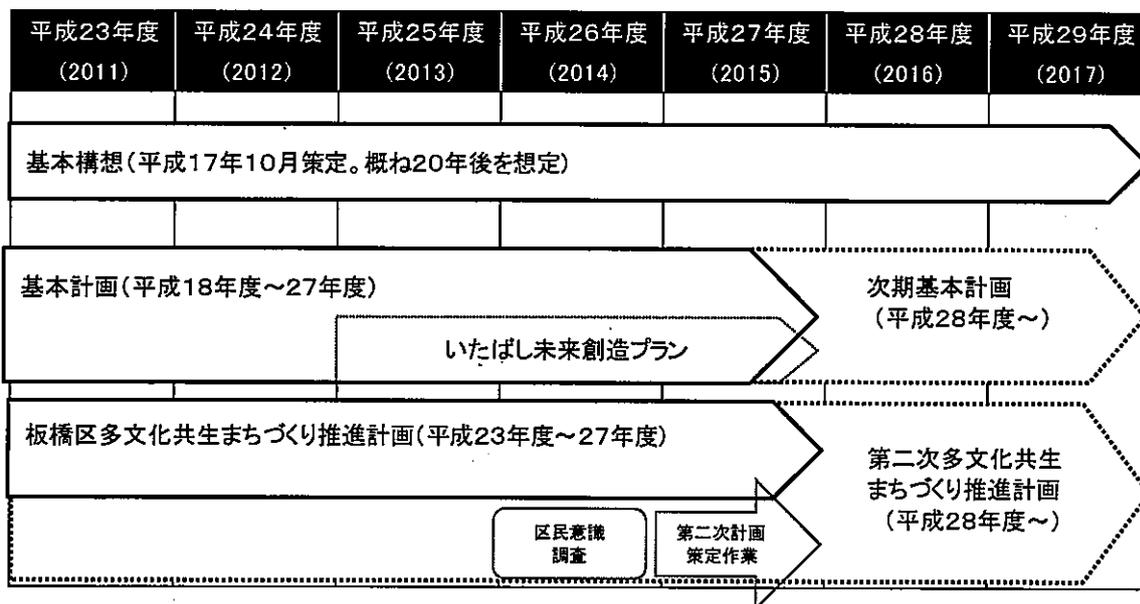
I 板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画について

板橋区では、すべての人が安心して暮らせるまちづくりの視点に立った施策の体系化、総合化を図り、計画的に進めていくことを目的に、「板橋区多文化共生まちづくり推進計画」（以下、現計画という。）を策定し、「ことばや文化のちがいを認め合い、外国人とともにふれあいと活力のあるまち「板橋」を将来像と定め、様々な多文化共生施策を推進しています。

現計画策定後、東日本大震災の発生や、外国人登録法廃止・住民基本台帳法改正、2020年オリンピック・パラリンピック東京開催決定など、社会を取り巻く状況は変化しています。平成21年3月に策定した現計画が平成27年度末をもって5年間の計画期間を終了するため、平成28年度を初年度とする「板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画」（以下、「次期計画」という。）の策定に着手します。

次期計画策定にあたり、多文化共生施策について専門的な意見、助言を得るため、板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会（以下、「検討会」という。）を設置しました。検討会の意見、助言をもとに、今後5年間の次期計画を策定し、多文化共生施策について展開を図ります。

他計画期間との関連図

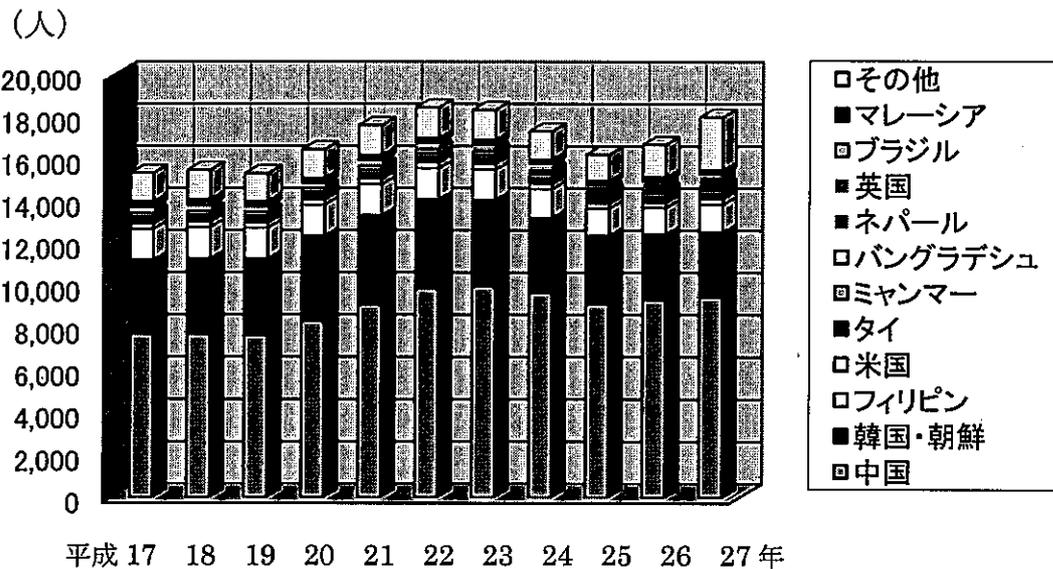


Ⅱ 板橋区の現況

板橋区は、東京 23 区の北西部に位置し、面積は 32.22 平方キロメートルで、23 区中 9 番目です。東は北区、南から西にかけては豊島区・練馬区と隣接し、北で荒川、北西で白子川をはさみ埼玉県と接しています。区内には、東武東上線・都営三田線・JR 埼京線・東京メトロ有楽町線・東京メトロ副都心線の 5 本の鉄道路線が走り、主要幹線道路として、中山道・川越街道・環状 7 号線・環状 8 号線・首都高速が通っています。人口約 54 万人を擁する生活都市である一方、商店街を中心とする商業、埼玉県境に近い赤塚地域における都市農業、荒川沿岸部などの工業が併存しており、都内有数の産業都市という面も持っています。

板橋区の総人口は平成 27 年 1 月 1 日時点で、544,172 人で、そのうち外国人は 18,022 人で、国籍数は 100 カ国を超えており、全区民に占める外国人の割合は約 3.3%となっています。板橋区の外国人住民数は平成 20 年度以降、減少する年はあるものの、16,000 人を上回っています。

【外国人住民数の推移（各年 1 月 1 日現在）】



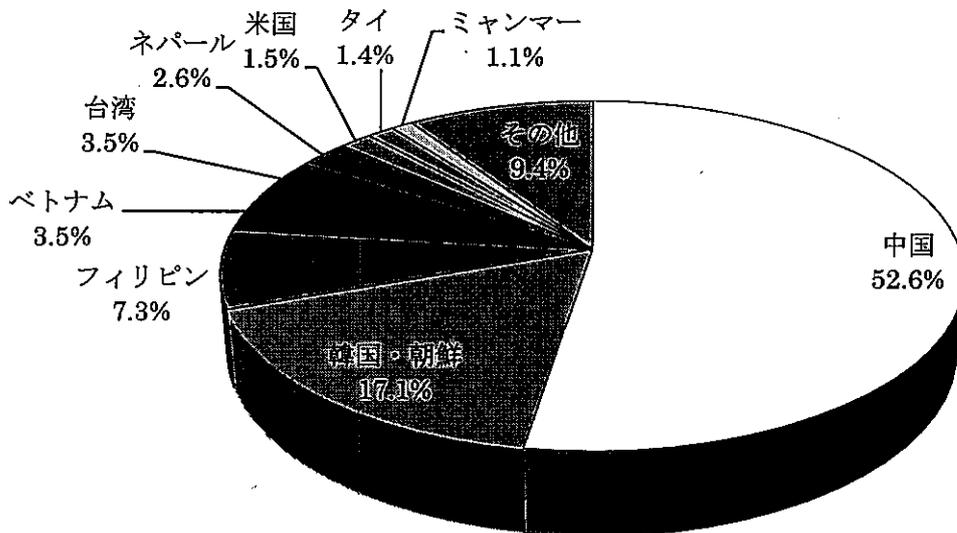
※2012 年までは、旧・外国人登録制度での外国人登録者数

2013 年以降は、改正住民基本台帳法での外国人住民数

平成 27 年 1 月 1 日時点の板橋区の外国人住民数の国籍別内訳は、1 位は中国 9,483 人 (52.6%)、2 位が韓国・朝鮮 3,086 人 (17.1%)、3 位がフィリピン 1,307 人 (7.3%) であり、中国・韓国・朝鮮のみで区内外国人全体の約 7 割を占めています。

【外国人住民数の国籍別内訳 上位 15 カ国 (平成 27 年 1 月 1 日現在)】

順位	国名	住民数 (人)	構成比	※板橋区総人口(544,172人) に対する割合
1	中国	9,483	52.6%	1.74%
2	韓国・朝鮮	3,086	17.1%	0.57%
3	フィリピン	1,307	7.3%	0.24%
4	ベトナム	635	3.5%	0.12%
5	台湾	632	3.5%	0.12%
6	ネパール	469	2.6%	0.09%
7	米国	271	1.5%	0.05%
8	タイ	250	1.4%	0.05%
9	ミャンマー	191	1.1%	0.04%
10	フランス	162	0.9%	0.03%
11	バングラデシュ	145	0.8%	0.03%
12	インド	133	0.7%	0.02%
13	英国	123	0.7%	0.02%
14	ブラジル	95	0.5%	0.02%
15	マレーシア	91	0.5%	0.02%
	その他	949	5.3%	0.17%
	合計	18,022	100%	3.31%

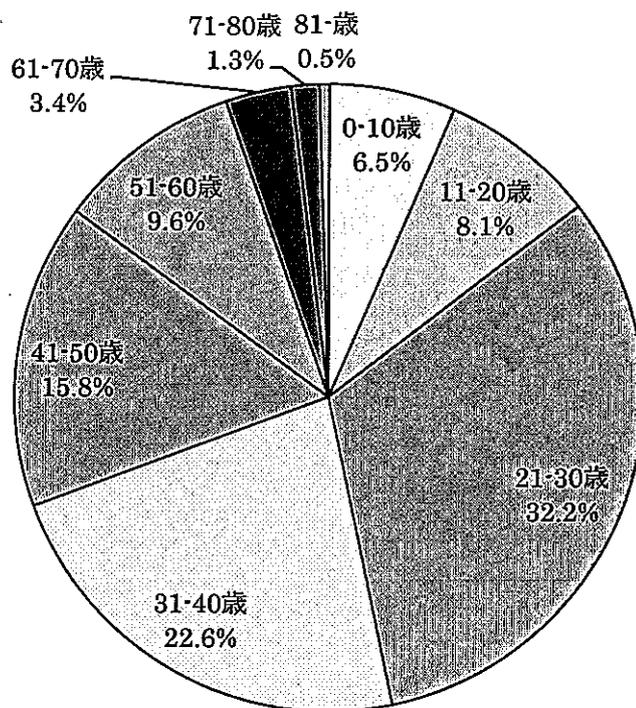
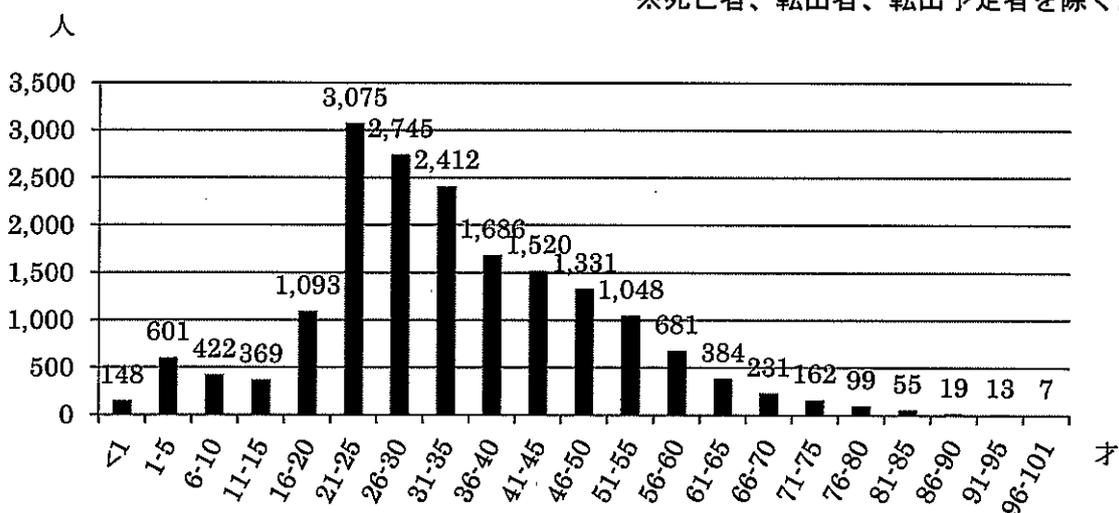


また、板橋区内の外国人住民を年齢層別に見てみると、1位が21～25歳で3,000人を超えています。これは、在留資格別の外国人住民数から、留学生の多さに起因するものと思われます。在留資格が「留学」である外国人住民は3,666名を占め、「永住者」5,541人に次ぐ多さとなっています。

また、板橋区は池袋などの副都心にアクセスしやすく、都心に比べ家賃や物価も比較的安価であることから、板橋区が学生にも住みやすいまちとなっていることが伺えます。若い年齢層の外国人が多いことは、今後定住する場合も想定され、外国人住民数が増加していく一つの要因になると考えられます。

【外国人住民の年齢層別人数（平成27年1月1日現在）】

※死亡者、転出者、転出予定者を除く。



【在留資格別外国人住民数の状況（平成27年1月1日現在）】

	1	2	3	4	5		
	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ベトナム	台湾	その他	合計
教授	10	8			1	33	52
芸術	2					1	3
宗教		3	4		9	11	27
報道		1			1	3	5
投資・経営	153	28	1	1	8	23	214
法律・会計業務	1					0	1
医療	9					1	10
研究	2			2		8	12
教育		1				34	35
技術	350	117	20	17	12	158	674
人文知識・国際業務	738	217	5	19	75	256	1,310
企業内転勤	23	7	3	1	4	15	53
興行						2	2
技能	268	2		4		126	400
文化活動	6	3				8	17
留学	2,387	182	8	529	131	429	3,666
就学						1	1
研修	1					0	1
家族滞在	1,032	111	15	11	19	278	1,466
特定活動	138	65	6	3	27	90	329
特別永住者	3	1,714			6	7	1,730
永住者	3,220	446	771	10	250	844	5,541
日本人の配偶者等	471	110	205	11	55	328	1,180
永住者の配偶者等	196	14	26	1	5	22	264
定住者	454	64	225	6	29	187	965
未取得						14	14
技能実習	65		16	27		18	126
仮滞在	1					2	3
計	9,530	3,093	1,305	642	632	2,899	18,101

Ⅲ 現計画の課題と次期計画の方向性

1 コミュニケーション支援

現計画での取り組み

日常生活のうえで大きな支障となっている、日本語のことばや文字が十分に分からない外国人に対するコミュニケーション支援を実施している。

◆多言語対応

日本語が不自由でも、不便なく日常生活を送り行政サービスを受けることができるよう、外国人への広報活動の体制を整備し、多様な言語による情報提供や案内表示を工夫している。

【主な実施内容】

○外国人への広報活動の体制整備

「わたしの便利帳」の掲載内容を中心に、外国人にとって有益と思われる生活情報やサービス・事業内容を掲載した「外国籍住民のための生活情報」というリーフレットや、板橋区で新生活を始める外国人に対して、行政手続き等に必要な情報を集約した「ウェルカムパック」を多言語で作成し、区の窓口で配布・情報提供している。

○区のホームページの多言語化、行政サービス情報等の多言語化

区のホームページについて、パソコン版（英語・中国語・ハングル）に加えスマートフォン版（英語・中国語）でも自動翻訳機能を提供しているほか、図書館の蔵書検索システムについても、多言語（日本語、英語、中国語、ハングル）で運用を行っている。

また、行政サービス情報について、パンフレットや案内等を多言語で作成しているほか、生活に必要な情報を多言語化して「外国籍住民のための生活情報」に掲載している。

○外国人にも分かりやすいサインの表示

庁舎案内窓口の表示を多言語化している。

また、路上禁煙地区表示板や不法投棄防止用看板、駐輪禁止用看板など、警告や呼びかけの看板を多言語で作成している。

◆日本語の学習支援

地域で日常生活を送るために必要な基本的な事項が理解できるよう、初級日本語教室の開催や日本の習慣を学習する機会を提供している。

【主な実施内容】

○日本語の学習機会の提供

日本語が分からない外国人の語学力の向上を図るため、(公財)板橋区文化・国際交流財団(以下、「財団」という。)で養成した日本語教師のボランティアが、週2回、3コースの初心者向け日本語教室を実施している。

また、区民が中心となって活動している日本語教室に対して、ボランティア活動を支援するため、財団から助成を行っている。

○日本語ボランティア教師の活用

財団が主催する日本語教室で日本語を教授できるよう、ボランティアを育成し、初心者向け講座を実施するとともに、講座の修了者向けフォローアップ講座を実施した。

また、ボランティア日本語講師が活躍できる機会について検討している。

現計画の課題

◆多言語対応

多言語化した情報が、情報を必要としている外国人に十分届くよう、外国人への情報周知方法に工夫が必要である。

また、一つの自治体では少数言語に対応することが困難であるため検討が必要である。

検討会での具体的な意見

○英語・中国語・ハングルを中心に多言語化を行っているが、対応言語数が3言語で良いのか少数言語への対応を含めて検討が必要である。

○少数言語については、一つの自治体が有している語学ボランティアの人数が少ないため、ニーズに応じることが難しい。

- 公共施設の案内表示等のみでなく、公園内の樹木名や街中の掲示板についても多言語化されていると便利である。
- 文化や習慣が異なる外国人には、多言語化した情報の内容が十分に伝わらない場合がある。
- 潜在的に問題を抱えている外国人に情報が伝わりにくい傾向があるため、情報の周知方法に工夫が必要である。
- 生活に必要な行政情報を、外国人でも手軽に入手できる環境が望ましい。

◆日本語の学習支援

財団では、初級の日本語教室を開催しているが、仕事の場でも使える専門的な日本語を学ぶ機会の提供も必要である。また、外国人も増加していることから、より多くの外国人が日本語を学べる機会を増やす必要がある。

- 外国人の増加に伴い、外国人が日本語を学べる機会を増やす必要がある。また、地域のボランティアによる日本語教室を新たに立ち上げるための環境を整備しなければならない。
- 財団で初級の日本語教室を開催しているが、専門的な日本語を学習したいというニーズや子どもが日本語を学習したいといったニーズがある。ニーズに対応し、外国人が日本語を学習する機会の拡充が必要である。
- ボランティアによる日本語教室は、留学生の予備教育や日本語学校と異なり専門的なカリキュラムを作成することが困難であるため、その在り方を見直す必要がある。
- 日本語教室を外国人に情報を発信する拠点と捉え、キーパーソンを把握するためにも実態を把握する必要がある。
- 語学ボランティアに対して、通訳や翻訳に必要な基礎知識を学ぶ機会を提供することで質の向上を図ることができる。

次期計画の方向性

◆多言語対応

方向性・目標

現在の英語・中国語・ハングルを中心とした多言語化を一層推進するとともに、一つの自治体で対応が難しい少数言語については、近隣自治体や大学との連携により対応する。

対応案

○「やさしい日本語」を含めた多言語化の推進

現在の英語・中国語・ハングルを中心とした多言語化を推進するとともに、翻訳版を作成できない少数言語への対応策として、普通の日本語よりも分かりやすい「やさしい日本語」版の情報を、全国的な基準を軸にして作成し提供する。

(参考) やさしい日本語の一例：「区役所での手続き」

※一般財団法人自治体国際化協会作成

じゅうみんとろうく　　じゅうしょ　　くやくしょ
住民登録・・・住所を　区役所に　しらせる

こくみんねんきん　　みんなが　はいる　ねんきん
国民年金・・・みんなが　はいる　年金

こくみんけんこうほけん　　かいしゃ　　ひと　　ほけん
国民健康保険・・・会社で　はたらいてない人が　はいる　保険

○語学ボランティアの派遣体制の整備

語学ボランティアの派遣について、近隣自治体との相互協力により人的資源を共有することで、少数言語の通訳・翻訳のニーズに対応していく。

また、少数言語への対応策として、多言語を研究している大学に協力を依頼し、大学が有する語学ボランティアの人的資源を積極的に活用できるよう整備する。

○語学ボランティアの研修制度

語学ボランティアが通訳・翻訳に必要な基礎知識などを学べる研修機会を提供する。

◆日本語の教育支援

方向性・目標

外国人が日本語を学べる機会を拡充するために、初心者向けの日本語教室に加え、専門的な日本語を学べる場を提供するとともに、ボランティアによる自主的な日本語教室を立ち上げやすい環境を整備していく。

対応案

○ボランティアによる日本語教室の支援と活用

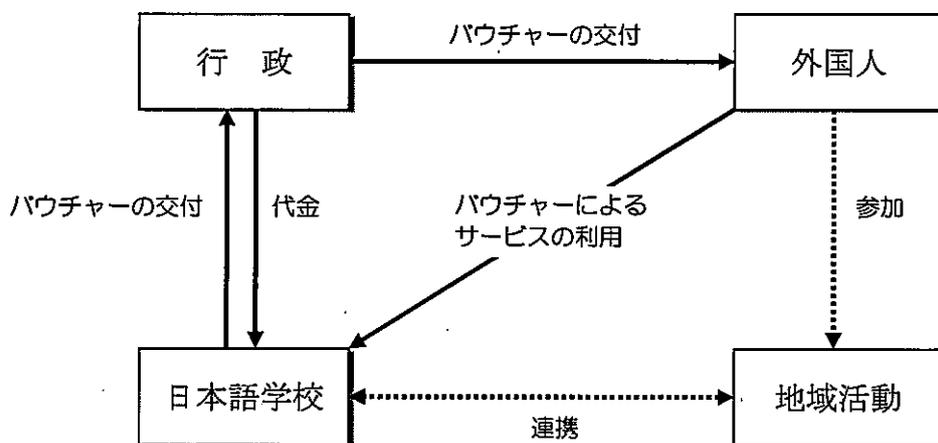
財団が実施している日本語教室や、ボランティアによる日本語教室の実態を把握することで、外国人ネットワークやキーパーソンの把握に繋げていく。

また、地域日本語教室を外国人に情報発信する重要な拠点と捉え、行政情報の周知の場として積極的に活用する。

○区内日本語学校との連携

区内の日本語学校と提携し、外国人が仕事などで使える専門的な日本語を学べる機会を提供する。具体的には、利用券を用いたバウチャー制度などが考えられ、制度利用者には、地域日本語教室への参加を条件とすることなどで地域日本語教育の活性化も図る。

(バウチャー制度イメージ)



○子ども向け学習支援教室の実施

学校や地域の日本語教室、学生ボランティアなどと連携し、外国につながる子どもたちが日本語や教科を学べる環境づくりを進めていく。

2 生活支援

現計画での取り組み

地域で安心して暮らせるように、母語で対応可能な相談体制を整備するほか、生活情報の多言語化などの生活支援を実施している。

◆生活相談

日本語でうまく説明できない外国人を対象に通訳等を介し、生活上困ったことを気軽に相談できる相談体制の整備を進めている。

【主な実施内容】

○外国人への相談体制の充実

財団で、日本語でうまく説明ができない外国人を対象に、弁護士などの専門家に相談ができる無料相談会を開催している。

また、福祉事務所に中国語のできる相談員を配置し、来所した中国帰国者やその家族の相談に応じている。

◆居住 子育て・教育 医療・保健・福祉

住宅や住まいのルール、区内における子育てや教育支援、医療・福祉サービスなどの情報を集約し、多言語化に取り組んでいる。

また、外国人児童・生徒に対する日本語教育を実施するとともに、日本語が話せない保護者と学校側がコミュニケーションを図れるよう通訳派遣を実施している。

【主な実施内容】

○生活情報の多言語化と集約化

日常生活を送るうえで必要な居住や子育て・教育、医療・保健・福祉等の生活情報を多言語化し、リーフレット等を作成したり、情報を財団情報誌やホームページへ掲載するなどにより、外国人へ情報提供を行っている。

○外国人児童・生徒及びその保護者に対する支援

日本語能力が不十分な外国人児童・生徒の状況に応じた、授業内通訳である「ことば支援員」の派遣や、日本語を話せない保護者への対応として通訳を介

した三者面談や保護者会、進学相談を実施している。

また、外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、申請に基づき補助金を交付している。

○多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

区内の小中学校において、外国人による自国の文化・習慣を紹介する授業の実施や、外国人の英語補助指導員の配置を行っている。

また、財団が派遣する外国人ボランティア講師による国際理解講座を実施している。

◆防災・危機管理

日本語の分からない外国人が防災に関する情報を得られずに孤立しないよう防災情報の多言語化に努めるとともに、防災行動力を高められるように外国人の地域防災訓練への参加を促進している。

【主な実施内容】

○外国人の防災訓練への参加促進

大東文化大学の留学生を対象にした防災訓練を実施している。

また、地域の防災訓練への外国人の参加促進については、財団情報誌による周知活動や防災の知識のある「防災語学ボランティア」を通訳者として派遣するなど外国人が訓練に参加しやすいよう工夫している。

○防災語学ボランティアの養成

災害に対する備えを充実させるため、財団が養成している語学ボランティア向けの防災講習を実施している。

また、防災語学ボランティアの活動において「外国人のための防災ガイドブック」を7言語で作成し、外国人へ防災に関する情報提供を行っている。

現計画の課題

◆生活相談

外国人に対して母語で対応可能な相談体制の整備として、「外国人のための無料専門家相談会」を実施しているが、開催数が少なく外国人が相談できる機会が不十分である。

検討会での具体的な意見

- トラブルを抱えた外国人が、いざという時に相談できる窓口の確保が必要である。
- 相談会の参加者が少ないため、事業の周知方法について検討が必要である。また、外国人へ情報が伝わるには時間がかかることを認識し、長期的な展望で事業を実施していく必要がある。
- 専門的な相談内容を通訳する際は、基本的な語学力に加えて相談内容に関する専門的知識が必要とされるため、ボランティア通訳の在り方について検討が必要である。

◆居住 子育て・教育 医療・保健・福祉

子育てや教育などの分野においても、相談体制の整備が必要である。また、国際理解教育について、ステレオタイプの国理解にならないよう異なる人や文化を多面的に理解できる工夫が必要である。

検討会での具体的な意見

- 生活に必要な情報が、情報を必要としている外国人に届いていない。
- 国際理解教育の授業の実施については、事業内容がステレオタイプの国理解となってしまうと、多文化共生と逆行してしまう恐れがある。
- 国際理解教育として、日本人と外国人学校の児童・生徒同士が交流を図る事業も効果的である。

- 日本語能力が不十分な外国人児童・生徒は授業についていけず、不登校や不
就学になる場合があり、そのような子供達の支援体制の整備が必要である。

◆防災・危機管理

災害時に外国人が孤立しないための環境整備が必要である。現在行ってい
る地域の防災訓練への外国人の参加促進については、より多くの外国人が参
加できるよう情報周知について工夫が必要である。

検討会での具体的な意見

- 災害時に外国人が地域から見えない存在にならないよう、日本人、外国人を
問わず住民間の関係性を築いていくための施策が必要である。
- 区内大学や日本語学校と連携した防災訓練の実施を継続していく必要がある。
- 災害時のボランティアに関する情報などを、地域へ提供していくことが重要
である。

次期計画の方向性

◆生活相談

方向性・目標

継続的な相談体制を確立し、外国人がいつでも相談できる場所を確保するこ
とで、外国人に相談できることの安心感やメリットを認識してもらう。

対応案

○多言語での相談窓口の設置

語学ボランティアや各行政機関、弁護士会、医療機関等との連携により、専
門的なアドバイスを要する場合にも問題解決まで導ける体制を確立する。

○継続的な専門家相談会の実施

新たに財団が主催する弁護士によるボランティアの相談会を継続的に実施し
ていくことで、外国人の相談窓口を拡充していく。

○外国人相談業務におけるコーディネーターの育成

外国人相談者の問題解決のために、相談窓口と専門家とを結びつける専門員（コーディネーター）を育成する。

◆居住 子育て・教育 医療・保健・福祉

方向性・目標

生活支援については、ただ外国人からのアプローチを待つのではなく、情報を発信する媒体の効果的な活用方法を検討していく。

また、国際理解教育については、専門家のアドバイスによりプログラムを組み、継続的に事業を実施していく。

対応案

○国際理解教育のプログラム化

専門機関との連携やプログラムを組める専門的な人材を育成することで、単発のイベントではなく、プログラム化された継続的な国際理解教育を展開していく。

○情報提供方法の工夫

多言語化した行政サービス情報を単独で発信するのではなく、関連情報を複数掲載するなどして、効果的に外国人に情報を届ける。

また、日本語教室や語学ボランティアなどにおけるキーパーソンを通じた「口コミ」や、「外国人向けのメディア」への情報掲載なども積極的に行っていく。

○複合的な相談体制の確立

外国人のみを対象とした様々な相談会を個別に設けることは効率的でないため、例えば、進学相談会や子育て相談などの複数の分野の相談会を組み合わせた事業を実施する。

○外国人児童・生徒の居場所づくり

授業についていけない事などを理由に学校に行けなくなった外国人児童・生徒をサポートするため、学校と地域やボランティアが連携し教科学習だけではなく生活支援も行えるような居場所づくりを行う。

◆防災・危機管理

方向性・目標

災害時における多言語対応を推進するとともに、地域の外国人の居住情報やコミュニティの実態を把握し、災害時に外国人が孤立化しないよう環境を整備する。

また、災害時に「支援する側」としての外国人の潜在的対応力を引き出せるよう工夫していく。

対応案

○日常的な取り組みの拡充

災害時に適切な対応を取るためには、実践的な防災訓練の実施が不可欠であることから、外国人への防災学習への支援を行い防災意識の啓発を図るとともに、防災訓練への外国人の参加を促進していく。

○地域内での連携強化

災害時の外国人住民対応に備え、財団や、社会福祉関係機関、NPO等の様々な分野の諸団体と多角的な連携体制を構築する。

○災害時における情報発信の多言語化

災害時の多言語対応の限界を踏まえ、外国人への情報発信についても、多くの外国人住民が理解する「やさしい日本語」を活用していく。

3 多文化共生の地域づくり

現計画での取り組み

外国人と日本人がともにことばや文化の違いを理解しあい、地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいる。

◆多文化共生の意識づくり

区民主体の多文化共生事業を支援しているほか、区民が異なる文化に対する理解を深めることができる事業の実施や、姉妹都市等との区民レベルの交流を促進することで、多文化共生に対する意識を高めている。

【主な実施内容】

○多文化共生理解講座等の実施

多文化共生についての理解を深めるための啓発事業として、異なる文化や習慣を紹介する事業を実施するとともに、外国人が多文化共生や国際理解をテーマにして日本語で発表を行うスピーチ大会、外国人と日本人が気軽に交流できる国際交流サロンなどの事業を実施している。

○海外都市との交流事業の実施

姉妹都市等との公式訪問団による相互訪問や、区民ツアーなどの区民交流、小学校間での作品交流などを実施している。

◆外国人の社会参画

外国人が事業などに参加しやすい工夫を凝らすとともに、外国人による自国の言語や文化を紹介する持ち込み企画講座を実施している。

【主な実施内容】

○外国人がイベントに参加しやすい工夫

財団ホームページでイベント情報を多言語で提供するとともに、財団がイベントを実施する際には、外国人ボランティアに意見を出してもらい事業実施の参考としている。

○持ち込み企画講座の実施

外国人による自国の言語や文化を紹介する持ち込み企画講座として、財団登録のボランティアグループがイベントを実施し、その際の広報活動や会場確保などを財団が支援している。

現計画の課題

◆多文化共生の意識づくり

多文化共生施策の対象は、外国人のみでなくホスト住民である日本人も含まれることを認識して事業を展開する必要がある。

検討会での具体的な意見

- 多文化共生施策の対象は、外国人だけでなくホスト住民である日本人も対象となることを捉えておかないと、「外国人住民施策」となってしまう。
- 自治体を跨って形成されている外国人コミュニティに対し、キーパーソンを把握し、どのように情報を伝達し連携を図っていくか検討が必要である。
- 外国人に日本の文化を理解してもらう事業のみでなく、日本人に異なる文化を理解してもらうための事業も必要である。

◆外国人の社会参画

日本人、外国人ともに多くの住民に「多文化共生の意識」を持ってもらうためにも、日本人へ向けての情報発信が重要である。

検討会での具体的な意見

- 外国人向けの事業を展開しても、外国人へ情報が届いていないので参加者が少ない。より多くの外国人が参加できるような工夫が必要である。
- 趣味サークルなどに日本人と外国人が一緒に参加することで、ネットワークを拡げていくことができる。
- 外国人へ直接情報を発信するほか、ホスト住民である日本人に向け情報発信し、「口コミ」により身近な外国人に伝達してもらうなどの工夫が必要である。

次期計画の方向性

◆多文化共生の意識づくり

方向性・目標

多文化共生施策の対象が外国人だけでなくホスト住民である日本人も含むことを認識し、日本人の意識形成にも目を向けた施策を実施していく。

対応案

○日本人住民の多文化共生意識の啓発

日本人が世界の異なる文化や現状に広く触れ、理解を深めることができる講座や、外国人と日本人と一緒に参加し交流できる事業を拡充することで日本人の多文化共生意識を育てる。

○海外交流都市との関係を活用する

姉妹都市等との記念事業や公式訪問団の相互訪問を、青少年交流や文化交流、スポーツ交流などの区民レベルの交流を促進させる契機と考え、両都市間の関係を活用した継続的な事業を実施していく。

◆外国人の社会参画

方向性・目標

外国人ネットワークとの連携により外国人が社会参画しやすいよう工夫する。

対応案

○外国人コミュニティへのアプローチ

多文化共生事業や日本語教室などを外国人コミュニティへの入口と捉え、支援を行うとともに情報収集やキーパーソンの把握を行う。

また、地域の日本人からの「口コミ」を有効的な情報伝達手段と考え、日本人の意識形成にも目を向けた施策を展開していく。

○地域への支援の強化

地域レベルの様々な活動に外国人が参加しやすくなるよう地域イベントへの語学ボランティアの派遣体制整備や「やさしい日本語」を含めた多言語化の支援を行っていく。

4 多文化共生施策の推進体制整備

現計画での取り組み

多文化共生のまちづくりの視点に立った施策を推進するため、庁内における推進体制を整備している。

◆多文化共生施策に関する庁内の連携

職員の多文化共生に関する意識啓発を行うとともに、住民基本台帳法の改正に伴う外国人への対応体制を整備した。

【主な実施内容】

○職員を対象にした多文化共生研修の実施

職員研修において、区の国籍別外国人数の現状や国際交流関連事業について説明することで、区職員の多文化共生に関する意識啓発に努めている。

○住民基本台帳法改正に伴う窓口での外国人対応体制の整備

住民基本台帳法改正に伴う窓口での外国人への対応体制について検討し、必要な体制整備を進めている。

◆計画の推進

多文化共生施策を計画的に進めていくために「板橋区多文化共生まちづくり推進計画」に基づき、施策を推進している。

【主な実施内容】

○板橋区多文化共生まちづくり推進計画の推進

多文化共生施策について「板橋区多文化共生まちづくり推進計画」に基づき推進するとともに、各年度における進捗状況について関係部署と協議・調整し情報公開している。

現計画の課題

◆多文化共生施策に関する庁内の連携

多文化共生施策が単発のイベントの繰り返しにならないよう、庁内の連携体制の整備が必要である。

検討会での具体的な意見

- 事業の周知について、チラシ等に関連事業や行政サービス情報を掲載するなど、多文化共生施策全体で外国人に情報を伝える工夫が必要である。
- 事業間の連携を図ることで、「多文化共生の意識づくり」も効果的に行うことができる。
- 全庁的に多文化共生施策を展開するためには、行政職員全体の意識啓発が必要である。

◆計画の推進

多文化共生事業を効果的に進めていくための、人材育成が重要である。

検討会での具体的な意見

- 国際理解教育のプログラムを作るのには専門的な力量が必要となるので、多文化共生事業を推進できる専門的な人材の育成が必要である。
- 多文化共生施策を実施していくうえで、専門家のアドバイスを受けながら実施するのが効果的である。

次期計画の方向性

◆多文化共生施策に関する庁内の連携

方向性・目標

情報発信や事業実施について庁内連携を図り、職員の「多文化共生の意識」を啓発するとともに、継続性のある効果的な事業を展開していく。

対応案

○関連事業の情報を絡めた情報発信

情報が必要な外国人に多言語情報が届きにくいことから、外国人へ情報を発信する際には、関連事業の情報も含め周知を図っていく。

○「支援」・「交流」・「参画」がプログラム化された事業実施

「支援」・「交流」・「参画」などをプログラム化し、事業間の連携を図ることで、多文化共生施策を推進していく。

○行政職員に対する研修の充実

行政職員を、多文化共生社会を推進する最大の担い手と捉え、職員に対する研修を充実していく。

◆計画の推進

方向性・目標

多文化共生施策を推進するために、専門家に協力を依頼し事業のプログラム化を行うとともに、施策を推進できる人材を育成していく。

対応案

○大学・専門機関との協定締結

多文化共生施策を推進するための意見、アドバイスを受けるため大学や専門機関と協定を締結し効果的に事業を実施していく。

○人材育成

多文化共生施策を推進するため、専門知識を備えた人材育成を実施していく。

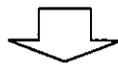
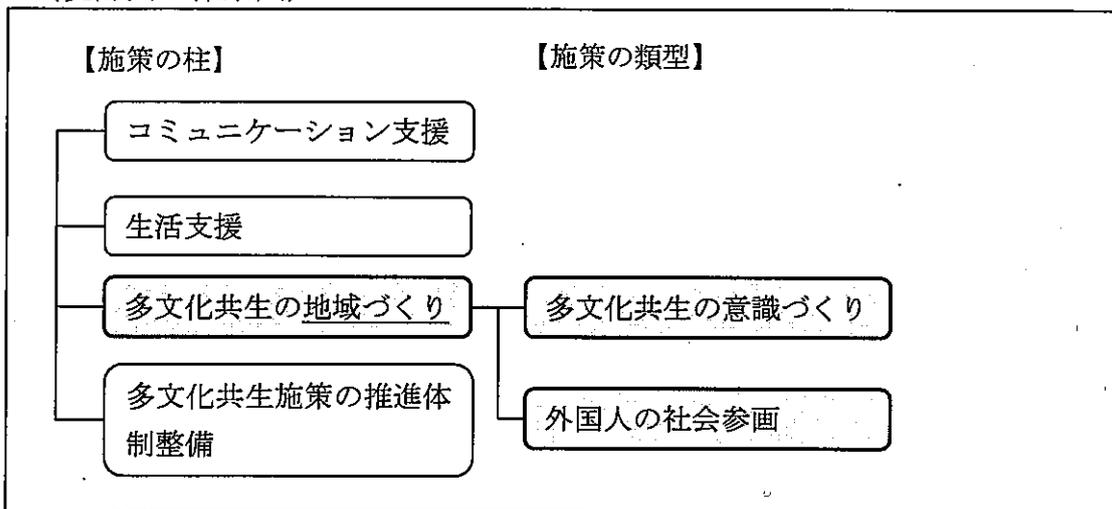
IV 多文化共生まちづくりを推進するために

1 多文化共生まちづくりを担う人材の育成

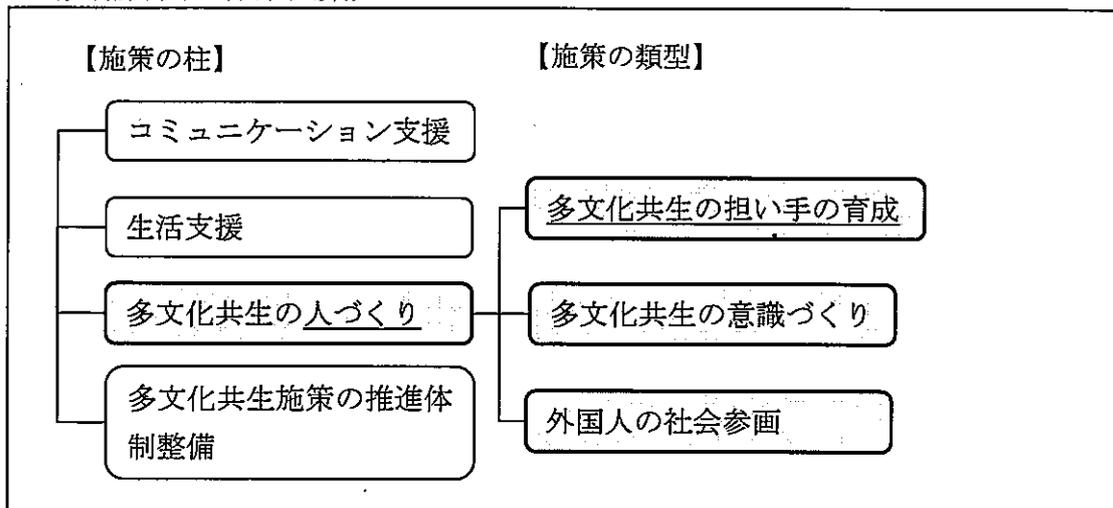
多文化共生まちづくりを推進するために、「人材育成」が最も重要だと考える。「人材育成」について「Ⅱ現計画の課題と次期計画の方向性」の中でも述べているが、次期計画策定においては、多文化共生まちづくりを担う人材の育成を重点項目と捉え、一つの施策の柱とする。

現在の施策の柱の一つである「多文化共生の地域づくり」を「多文化共生の人づくり」に置き換え、「多文化共生の担い手の育成」を新たな類型として追加する。具体的な事業については、①コーディネーターの確保、②橋渡し人材の確保、③外国人人材の育成を中心とし、「国際理解教育の実施」や「職員を対象にした多文化共生研修の実施」なども「多文化共生の担い手の育成」に分類する。

(現計画の体系図)



(次期計画の体系図案)



◆コーディネーターの確保

多文化共生施策をプログラム化し、計画を的確に実施していくためには、多文化共生に関する専門的知識を有したコーディネーターが必要である。地域課題を捉え様々な問題解決にあたることができる人材を育成、もしくは確保する。

◆橋渡し人材の確保

多文化共生施策を全体的に捉え、「多文化共生のまちづくりをする人」を「橋渡しをする人材」と位置付けて、ボランティアや市民交流のレベルで多文化共生に関していく人材を育成し確保していく。

多文化共生施策において行政と地域とをつなぐ役割を担う財団は、外国人・日本人を問わず、地域のキーパーソンの把握と育成により一層努める。

◆外国人材の育成

介護人材の育成や地域産業を支える外国人誘致など、日本語学校の活用による施策、弁護士による相談事業等と組み合わせて、外国人に魅力あるプログラムを構築する。

区内在住・在学の留学生も多文化共生の担い手と認識し、交流の機会を増やす。

◆人材育成に係る既存事業の充実

現計画の57事業にも、国際理解教育や職員向けの研修の実施など人材育成に係る事業がいくつか展開されている。次期計画においては、人材育成を重点項目に捉え、これらの既存事業についても充実を図る。

2 東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を、多文化共生施策を推進させる絶好の機会と捉え、国や都の施策と連携しながら、板橋区の地域課題を捉えた新しい施策を展開していく。

◆表示・標識等の多言語対応の推進

東京都では、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、表示・標識等の多言語対応の強化・推進のため、国の関係行政機関、関係地方公共団体、関係機関、民間団体及び企業等が相互に連携・協働して取り組むことを目的として協議会を設置し、多言語対応について検討し、多言語対応の基本方針を以下のとおりとしている。

オリンピック・パラリンピック開催後の多文化共生社会も視野に入れながら、国や都と連携し表示・標識等の多言語化を推進していく。

(1) 基本理念

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の大会開催時、更には開催後も見据え、多様な主体が表示・標識等の多言語対応に取り組むことにより、外国人旅行者の円滑な移動や快適な滞在に資する都市環境の向上を目指す。

(2) 対象者

- ・ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催時の外国人旅行者
- ・ 観光・ビジネス等で日本を訪れる外国人旅行者

(3) 対象施設・対象ツール

- ・ 交通機関、道路等における案内表示・標識等
- ・ 飲食・宿泊等の観光・サービス施設における案内表示・標識等
- ・ 音声案内、パンフレット、ICTツールなどの各種媒体

(4) 対応言語の考え方

日本語+英語及びピクトグラムによる対応を基本としつつ、需要、地域特性、視認性などを考慮し、必要に応じて、中国語・韓国語、更にはその他の言語も含めて多言語化を実現する。

(5) 配慮事項

多言語対応の実施に際しては、下記の事項等に配慮する。

- ・ ユニバーサル・デザイン
- ・ 視認性の確保
- ・ 統一性や連続性の確保
- ・ 景観、美観への配慮

◆「おもてなし」語学ボランティアの育成

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催により、板橋区にも観光客等の外国人が増えることが予想される。外国人に対し、積極的に声を掛け道案内など日常生活のあらゆる場面での支援を「おもてなし」の心を持って行うことができる語学ボランティアの育成を行う。語学ボランティアの育成については、母語で情報を発信でき、また地域を新しい視点で捉えることができる日本で生活している外国人を積極的に活用していく。

◆観光語学ボランティアの育成

オリンピック・パラリンピックの開催により、増加する外国人にも板橋区の魅力を発信するため、観光分野の基礎知識を学んだ語学ボランティアを育成する。語学ボランティアの育成については、「おもてなし」語学ボランティア同様に日本で生活している外国人にも焦点を当てていく。

◆外国人の視点に立ったガイドマップの作成

日本人向けのガイドマップを翻訳するだけでなく、文化や習慣の異なる外国人の視点を取り入れたガイドマップを作成する。少数言語にも対応するため、「やさしい日本語」版の作成も行う。

◆区内飲食店等への多言語化支援事業

区内飲食店等のメニューの多言語化について、多言語情報の提供や語学ボランティア、または留学生の活用により推進できるような体制を整備する。

また、事業者向けの簡単な多言語化の講座や、海外の食文化に関する講座などを実施する。

◆交流都市との関係を活かしたホームステイ・ホームビジットの展開

オリンピックの期間中に板橋区を訪れる交流都市の市民のために、区と交流都市双方に受付窓口を設け、安心してホームステイ・ホームビジットができるような仕組みを構築する。

◆オリンピックをテーマとした多文化共生事業の実施

オリンピックをテーマにした事業を、「多文化共生の意識づくり」の入口と捉え、事業に多文化共生に関する内容を絡ませることで、区民に多文化共生というものを認識してもらう。

V-1 参考資料「アンケート調査（郵送）」

1 調査概要

区内の外国人区民 3,000 人、日本人区民 2,000 人を対象に、地域生活や活動状況、区民ニーズ等について把握するために、アンケート調査を実施した。

(1) 調査期間

平成 26 年 12 月 20 日（土）～平成 27 年 1 月 9 日（金） [20 日間]

(2) 調査方法

郵送によるアンケート調査票の配付、アンケート調査票に直接回答を記入してもらい、返信用封筒で郵送にて回収した。また、調査協力へのお礼と回収率の向上を図るため、調査票の発送約 1 週間後に「お礼状兼ご協力のお願いのハガキ」を全対象者に配付した。

(3) 調査対象者と抽出の方法

調査対象	外国人区民調査	区内に居住する 20 歳以上の男女 3,000 人
	日本人区民調査	区内に居住する 20 歳以上の男女 2,000 人
抽出方法	外国人区民調査	住民基本台帳から単純無作為抽出
	日本人区民調査	

(4) 発送物

外国人区民調査 (3,000 票)	調査のお願い、調査票、周知チラシ※、返信用封筒※		
	【言語別の内訳】		
	①外国語 3,000 票	中国語	1,560 票
		ハングル	720 票
		英語	480 票
タガログ語		240 票	
②日本語ルビ付き	3,000 票		
日本人区民調査 (2,000 票)	調査のお願い、調査票、周知チラシ※、返信用封筒※		

※「周知チラシ」「返信用封筒」は、外国人、日本人区民共に同じ内容

(5) 回収結果

①回収率

外国人区民調査 21.5%、日本人区民調査 39.7%

②配付状況及び回収状況

	外国人区民調査	日本人区民調査
配付数(票)	3,000票	2,000票
回収数(票)	630票	790票
有効回収数(票)	629票	787票
有効回収率(%)	21.5%	39.7%

2 調査内容

外国人区民、日本人区民ともに以下の分野についてアンケート調査を行った。

- (1) ことばについて
- (2) 災害や緊急時の対応について
- (3) 子育てや教育について
- (4) 地域での生活や活動について
- (5) 地域の外国人との共生について
- (6) あなたご自身について

3 調査結果の要旨

外国人区民調査

(1) 日本語学習

- 日本語能力において、「よくできる」と「まあまあできる」を合わせた割合は、話すことについては76.9%、読むことについては70.1%、書くことについては63.9%となっており、話すこと、読むこと、書くことの順に難易度が高くなっている。
- 日本語に関して困ることは、「とくにない」が39.1%と最も高くなっているが、具体的な困りごととしては「漢字の読み書き」が32.3%、「役所、病院での説明の理解」が30.2%、「新聞、雑誌などの読解」が28.8%と高くなっている。
- 現在の日本語の学習状況は、「学んでいる」が32.3%、「学んでいない」が65.0%となっている。国籍別にみると、全ての国籍で「学んでいない」が「学んでいる」を上回っているが、「学んでいる」は「中国」、「その他」が

他の国籍と比較してやや高くなっている。

- 現在日本語を学習している人の学習方法を聞いたところ、「新聞、雑誌、映画などを利用した独学」が最も高く 39.4%、次いで「日本語学校」が 28.1%、「職場」が 21.2%の順になっている。また、「役所の日本語教室」については 3.0%、「ボランティアなどによる日本語教室」は 9.9%となっている。

(2) 災害などの緊急時の対応

- 災害時に不安なことは、「家族の安否」が最も高く 69.5%、次いで「通信手段が遮断し、連絡がとれない」が 57.7%、「食料品の確保」が 45.3%の順になっている。
- 避難場所の認知度は、「よく知っている」が 11.3%、「すこし知っている」が 37.2%、「聞いたことはある」が 21.0%で、合わせた認知度は 69.5%となっている。
- 災害活動に関する参加意向は、「おおいに参加したい」と「機会があれば参加したい」を合わせた割合は、〈町会等の活動〉については 65.5%、〈避難場所での通訳〉については 63.9%、〈外国人どうしの協力体制づくり〉については 61.4%となっている。
- 板橋区への災害対策のニーズは、「おおいに望む」、「どちらかといえば望む」を合わせた割合をみると、〈マニュアル等の配布〉は 78.7%、〈防災訓練〉は 67.1%、〈協力体制づくり〉は 74.4%、〈情報を伝える体制づくり〉は 78.6%、〈FM ラジオ〉は 69.5%となっている。

(3) 子育てや教育

- 小・中学校に通っている子どもと暮らしている親に学校生活についての困りごとについて聞いたところ、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合は、〈学校からの通知や連絡が理解しにくい〉が 19.1%、〈子どもが日本の生活習慣を理解しにくい〉が 5.6%、〈子どもが授業内容を理解しにくい〉が 9.0%となっている。
- 子育て、教育の悩みは、〈子どもの教育費が高い〉が最も高く、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせると、56.3%、次いで〈子どもをあずける所がない〉が 43.7%、〈就職のとき不利にならないか心配〉が 32.8%の順になっている。

(4) 地域での生活や活動

- 地域でのつきあいの程度は、「個人的なことについて相談できる人がいる」が32.6%、「世間話をする人がいる」が21.9%、「あいさつする程度の人がいる」が28.9%、「つきあいのある人はいない」が14.5%となっている。
- 地域でのつきあいがあると回答した人に日本人とのつきあいについて聞いたところ、「個人的なことについて相談できる人がいる」が31.6%、「世間話をする人がいる」が24.2%、「あいさつする程度の人がいる」が33.1%、「つきあいのある人はいない」が8.6%となっている。
- 今後の日本人とのつきあいの意向は、「個人的なことを相談するくらい」が37.8%、「世間話をするくらい」が42.9%、「あいさつするくらい」が15.4%、「つきあいたくない」が0.6%となっている。
- 地域活動の参加状況は、〈町会、自治会等の行事〉に「よく参加している」または「ときどき参加している」と解答した人の割合は21.9%。同様に〈PTA等の活動〉は17.9%、〈お年寄り等の支援活動〉は2.4%、〈趣味等の活動〉は15.6%、〈国際交流等の活動〉は6.7%となっている。
- 地域活動への参加意向は、「積極的に参加したい」が11.8%、「機会があれば参加したい」が63.3%、「あまり参加したくない」が13.4%、「参加したくない」が9.2%となっている。

(5) 地域の外国人と日本人との共生

- 板橋区の多文化共生事業についての認知度は、「特になし」が64.5%で最も高くなっているが、全体から「特になし」を除くと、“日本語が話せない板橋区内外国人のための「語学ボランティア制度」”が15.3%で最も高く、次いで“「外国人によるスピーチ大会」”が11.4%、“弁護士などの専門家による「外国人相談会」”が10.2%の順になっている。
- 板橋区の交流事業について期待するものは、「国際平和」が54.5%で最も高く、次いで「区民交流」が36.4%、「青少年交流」が33.2%の順になっている。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴い板橋区に期待することは、「多文化共生についての理解促進」が最も高く、次いで「日本人との交流の場の増加」が41.7%、「語学ボランティアの育成」が41.3%の順になっている。
- 「多文化共生のまちづくり」を進めていくにあたってほしいことは「おお

いにしたい」と「機会があればしたい」を合わせると、〈日本の文化、生活習慣を理解するようにつとめる〉は 85.2%、〈母国の言葉、文化を日本人の住民に紹介する〉は 73.6%、〈地域の日本人の住民との交流会など、国際交流の行事に参加する〉は 72.8%となっている。

- 多文化共生に関して日本人に望むことは、「おおいに望む」と「どちらかといえは望む」を合わせると、〈外国の文化、生活習慣を理解するようにつとめる〉は 79.8%、〈外国人の住民と言葉をかわす〉は 74.7%、〈日本語、日本の習慣を外国人住民に紹介する〉は 74.9%、〈外国語を習得するようにつとめる〉は 63.6%、〈国際交流の行事に参加する〉は 71.9%となっている。

日本人区民調査

(1) 日本語学習

- 日本語教室の認知度は、「よく知っている」が 1.5%、「すこし知っている」が 4.6%、「聞いたことはある」が 19.1%で、合わせると 25.2%となっている。
- ボランティアの日本語教師の参加意向は、「おおいにやってみたいと思う」が 2.0%、「機会があればやってみたいと思う」が 19.8%で、合わせると 21.8%となっている。

(2) 災害や緊急時の対応

- 災害が発生したときに不安なことは、「家族の安否」が 85.1%、次いで「水道・電気・ガスが止まること」が 79.0%、「食料品の確保」が 70.0%となっている。
- 避難場所等の認知度は、「よく知っている」が 23.9%、「すこし知っている」が 43.2%、「聞いたことがある」が 16.3%で、合わせた認知度は 83.4%となっている。
- 外国人への災害活動のニーズは、「おおいに望む」と「どちらかをいえは望む」を合わせた割合は、〈町会等の活動〉については 89.5%、〈避難場所での通訳〉については 80.2%、〈外国人どうしの協力体制づくり〉については 82.4%となっている。
- 板橋区への災害対策ニーズは〈マニュアル等の配布〉では、「おおいに望む」、「どちらかといえは望む」を合わせると、90.4%、以下同様に、〈防災訓練〉は 82.0%、〈協力体制づくり〉は 86.8%、〈情報を伝える体制づくり〉は 85.8%、〈FM ラジオ〉は 79.0%となっている。

(3) 子育てや教育

○子育て、教育の悩みは、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合は、〈子どもの教育費が高い〉が最も高く、57.2%となっており、次いで〈子どもをあずける所がない〉が51.8%、〈相談する人、場所がない〉が20.3%などの順になっている。

(4) 地域での生活や活動

○地域でのつきあいの程度は、「個人的なことについて相談できる人がいる」が16.1%、「世間話をする人がいる」が17.3%、「あいさつする程度の人がいる」が22.4%、「つきあいのある人はいない」が43.8%となっている。

○地域でのつきあいがあると回答した人に外国人とのつきあいについて聞いたところ、「個人的なことについて相談できる人がいる」が4.1%、「世間話をする人がいる」が11.2%、「あいさつする程度の人がいる」が21.2%、「つきあいのある外国人はいない」が59.0%となっている。

○今後の外国人とのつきあいの意向は、「個人的なことを相談するくらい」が5.0%、「世間話をするくらい」が35.7%、「あいさつするくらい」が47.3%、「つきあいたくない」が9.8%となっている。

○地域活動の参加状況は、〈町会、自治会等の行事〉に「よく参加している」または「ときどき参加している」と解答した人の割合は28.6%。同様に〈PTA等の活動〉は12.0%、〈お年寄り等の支援活動〉は4.5%、〈趣味等の活動〉は14.8%、〈国際交流等の活動〉は0.7%となっている。

○地域活動への参加意向は、「積極的に参加したい」が2.7%、「機会があれば参加したい」が49.6%、「あまり参加したくない」が31.5%、「参加したくない」が13.7%となっている。

(5) 地域の外国人と日本人との共生

○板橋区の多文化共生事業についての認知度は、「特になし」が62.8%と最も高いが、「特になし」を除くと、「国・都市との交流事業」が15.0%で最も高く、次いで「外国人による日本語スピーチ大会」が8.1%となっている。

○板橋区の交流事業について期待するものは、「国際平和」が55.7%で最も高く、次いで「青少年交流」が42.2%となっている。

○東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴い板橋区に期待することは、「案内表示などの多言語化」が38.9%で最も高く、次いで「多文化

- 共生についての理解促進」が 35.8%、「語学ボランティアの育成」が 35.7%の順になっている。
- 「多文化共生のまちづくり」への参加意向は、〈外国の文化、生活習慣を理解するようにつとめる〉については、「おおいにしたい」と「機会があればしたい」を合わせると、74.0%、以下同様に〈日本語、文化を外国人住民に紹介する〉は 61.9%、〈国際交流の行事に参加する〉は 52.5%となっている。
- 多文化共生に関して外国人に望むことは、「おおいに望む」と「どちらかといえば望む」を合わせると、〈日本の文化、生活習慣を理解するようにつとめる〉は 90.1%、〈日本人の住民と言葉をかわす〉は 84.5%、〈母国の言葉、文化を日本人住民に紹介する〉は 69.8%、〈日本語を習得するようにつとめる〉は 87.8%、〈国際交流の行事に参加する〉は 78.2%となっている。

V-2 参考資料「ボランティアに対するアンケート調査」

1 調査概要

(1) アンケート実施の経緯

第1回板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会で、現計画の課題を挙げましたが、その中でも「外国人への周知」は大きな課題でした。それぞれの主管課が、多言語化や外国人向けの事業を行っても、実際に外国人のもとに情報が届かない・届いている手ごたえがないという問題です。

板橋区多文化共生まちづくり推進計画の中にもあるように、区は、外国人の「ネットワーク」と「キーパーソン」を把握して、そこを発信源に情報を行き渡らせようとしてきました。しかし、外国人のネットワークやキーパーソンを把握することは極めて困難で、より多くの外国人住民に、情報を発信することは課題として残ってしまいました。

これに対し、板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会では、「外国人住民のネットワークやキーパーソンを探そうとするのではなく、すでに区の国際交流行事や語学ボランティア活動などに参加している住民を発信源とする、という考え方はどうか」という意見が出ました。すでに区の国際交流行事や語学ボランティア活動などに参加している住民は、多文化共生への関心が高い人が多く、その人が日本人であっても外国人であっても、外国人のいるコミュニティ属している、もしくはそれに近い人かもしれない。そういった人達が、身近にいる外国人へ情報を広めることができるのではないかという意見です。

では、実際にそういった、「すでに区の国際交流行事や語学ボランティア活動などに参加している住民」は多文化共生に対してどのような考え方を持っているものなのでしょうか。任意抽出でのアンケートに加えて、追加のアンケートを実施することにしました。

(2) 調査概要

国際交流事業に参加している、もしくは、語学ボランティア登録している住民を対象に、多文化共生について記述式アンケートを実施しました。

(3) 調査期間

平成27年1月16日（金）～平成27年1月30日（金） [15日間]

(4) 調査対象者と調査方法

公益財団法人文化・国際交流財団に依頼し、語学ボランティア登録者と国際交流ボランティア委員会スマイルサークル参加者の中から計30名にメール又は郵送にて調査を実施し、7名から回答を得ました。

回収されたアンケートは、個人を特定できないように区がうけとり、趣旨を損なわない範囲で要約しました。

2 調査結果要旨

質問1 あなたは、普段の生活において、どんなときに多文化共生が実現している、もしくは、多文化共生が足りないと感じますか。

回答・多文化共生が実現していると感じるとき

- 夏祭りを地域でやっているとき、外国人住民も子供連れ、カップルで来て日本の習慣を楽しんでいるのを見たとき。
- 国際交流事業に参加しているので、多文化共生が実現していると感じるのであって、交流に参加していなければ何も感じないし、分からなかったと思う。
- デパート、スーパー、レストラン等に外出したとき、まわりに外国人がいて、顔を合わせて笑ったり、片言の英語で会話したりするとき、お互いを理解し合っていると感じる。
- 日本語教室や国際交流イベントにいろいろな国の人が一緒に協力して活動しているとき。
- 日本国内で外国人からものを尋ねられたとき。
- 学校への通訳派遣や、区のボランティアなど、力を入れているところ。
- 各地に他国の言語が表記されているとき。

・多文化共生が足りないと感じるとき

- 電車の中のアナウンスが日本語と英語しかないとき。中国語、韓国語も必要だと思う。
- 外国人のための情報誌やコミュニティなどが少ないと感じる。
- 言葉や生活習慣の壁に起因する社会的不公平がある。
- 外国人との関わりを拒否したり、非難されたりしたとき。
- 外国野人々と友人関係が作れる場所が少なく、共有できることも少ないので、もう少し踏み込んだものがあると良いと思う。
- 多くの国の方が参加してほしいと思う。
- 外国人同士が集団で行動し、日本人の輪に入らない人が多いと感じる。

質問2 多文化共生を推進するために、あなたが協力できることはどんなことだと思いますか。

回答

- 各種イベントを日本語の生徒に紹介し、参加を呼び掛ける。
- 各国、考え方もいろいろなので、に日本の文化・生活を分かりやすく説明し、寄り添い、見守って行きたい。
- できるだけ、多くの共感できることで交流し、お互いを理解し家庭に「おもてなし」できる状況を作りたい。
- 日本語教室
- 国際交流イベントに協力する。
- 他国の生活や文化を知り、日本との違いを知り理解する。
- 通訳などの国際交流のボランティア

質問3 多文化共生を推進するために、区が協力できることはどんなことだと思いますか。

回答

- 外国人向けの説明会
- 文化交流会
- 外国人区民の話をよく聞くことが大切だと思う。困っていることや、生活しにくいことなどを聞く。
- 国際交流事業時の会場の提供、費用の助成
- 留学生などのショートステイを多く受け入れる。その際、区のカリキュラムでなく彼ら自身で行動させる。ホームステイを一般家庭でできるよう協力してもらうことと、受け入れる留学生の選定を区が行う。
- 外国人、日本人が仲良く楽しく過ごすことができるようなイベントを多く実施する。
- 区内もしくは財団主催の日本語教室において、いたばし区民まつりなど区の行事を紹介し、生徒と一緒に見に行く。
- 区の新規・転入の住民票届け出に来る外国人に行事などを常時紹介する。
- 日本のルール（文化）を理解できるように、マナー・社会性などを指導してほしい。
- 外国人が日本の文化を理解できるような活動を増やす。

質問4より多くの外国人住民に、区からの情報がいきわたるようにするにはどのような手段が有効だと思いますか。

回答

- 日本語学校を通して若い人たちに情報を流す。
- 町会・自治会にも協力してもらおう。
- 町会の掲示板や学校などの目につくところを使用し、情報を流すのがよいと思う。
- チラシもいいが説得力が弱いかもしれない。区報、区ホームページが一番安心（信頼）できるのではないかと思う。
- 多言語によるインターネットを介した紹介。
- 交通機関や道路標示を多言語化する。
- 日本の文化・習慣等を紹介する外国人用のガイドブックを作り、区役所や公共機関で配布する。
- 学校や病院、コミュニティなどで知らせる。また地区のグループを作りそこで知らせる。
- 各国の情報を掲載する。

質問5 多文化共生を推進するために区民（日本人）が意識すべきことは何だと思いますか。

回答

- 国際的な考え方。
- 言葉や文化の壁を越えて、日本人や外国人の区別なく「無意識」であることが最終的な理想であると思う。
- 外国人と意識しないで接することができるようにする。そのためには外国人と接する機会を多く持つこと。
- 日本人も外国の社会を見聞きする機会を持てるようにする。
- ボランティア日本語教室がいろいろなところにあるのは知っているが、日本人に対しての英語・中国語・韓国語のボランティア教室もあるとよい。
- 外国人に興味を持ち、いろいろなイベントに参加すること。
- 外国人と話す姿勢を持つ。

- 日本人は、言葉が通じないと思って逃げ腰になりがちだが、ジェスチャーでも通じるなどと、自信をもつ必要がある。
- 日本人が、日本の文化を外国人に正しく伝えられるようにする。

質問6 多文化共生を推進するために区民（外国人）が意識すべきことは何だと思えますか。

回答

- 日本人はシャイな方が多いので思い切って話しかけてくれれば、喜ぶと思います。
- 外国人ばかりの集団で行動せずに、日本人と接する機会を探る。
- 日本人をもっと知りたいと思う意識が必要。
- 日本のルール（文化）・風習を学び、理解する。
- 積極的に交流イベント・会合に参加する気持ちを持つ。

質問7 多文化共生について、ご意見、ご要望がありましたら、ご自由に記入してください。

回答

- イベントなどの交流の機会を日本人・外国人とも知ることができる方法を工夫する必要がある。
- 皆が、交流の機会に参加する気持ちを持ち、参加するように周囲に働きかけることで、より多くの方が、外国人との交流が必要だと感じる事ができると思う。
- 楽しく共生できることが大切。

V-3 参考資料

板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 板橋区多文化共生まちづくり推進計画（平成23年3月）の次期計画として位置付ける、「板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画」（以下、「第二次計画」という。）の策定にあたり、多文化共生まちづくりの施策について専門的な意見、助言を得るため、板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項を所掌する。

- (1) 区が多文化共生の施策に関すること。
- (2) 多文化共生まちづくりに関する情報交換に関すること。
- (3) その他、多文化共生まちづくりの推進に向けて、必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱または任命する総数6人以下の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者・専門家
- (2) 国際交流関係団体関係者
- (3) 一般公募区民
- (4) 区職員

(任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命する日から平成27年3月31日とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を各1人置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 検討会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 会長は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、検討会の決定により一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、東京都板橋区情報公開条例（平成12年板

橋区条例第1号)第6条第1項の各号に該当するとき。

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(意見聴取)

第8条 会長は、必要に応じて(公財)板橋区文化・国際交流財団職員及びその他の関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、区民文化部文化・国際交流課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日をもって効力を失うものとする。

V-4 参考資料

板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会委員名簿

所属等については、平成27年3月1日現在のものです。

No.	検討会役職	氏名	性別	所属等
1	会長	さどとも てつ 佐渡友 哲	男	学識経験者・専門家 ・日本大学法学部教授 ・特定非営利活動法人 オックスファ ム・ジャパン理事 ・一般財団法人自治体国際化協会 「地域国際化推進アドバイザー」
2	副会長	すぎさわ みちこ 杉澤 経子	女	学識経験者・専門家 ・東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター プロジェクトコーディネーター ・一般財団法人自治体国際化協会 「地域国際化推進アドバイザー」
3	委員	みやうち ひろし 宮内 博史	男	国際交流関係団体代表 ・弁護士法人東京パブリック法律事務所 外国人・国際部門弁護士
4	委員	たじま けいこ 田島 啓子	女	公募委員（日本人）
5	委員	こ けんちゅう 呉 建中	男	公募委員（外国人）
6	委員	まちだ えつこ 町田 江津子	女	板橋区文化・国際交流課長

V-5 参考資料

板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会検討経過

	日 時	内 容
第1回	平成26年12月8日(月)	○現計画における課題について検討 ・計画全体における課題抽出 ・4つの施策の柱ごとの課題抽出
第2回	平成27年2月13日(金)	○現計画における課題について検討 ・4つの施策の柱ごとの課題抽出 ○次期計画の方向性について検討 ・4つの施策の柱ごとに方向性を検討 ・個別事業の具体案について検討
第3回	平成27年3月20日(金)	○オリンピック・パラリンピック開催に向けた方向性・具体的施策を検討 ○まとめ

まず、第1回目の検討会では、現行の板橋区多文化共生まちづくり推進計画における区が抽出した課題を確認しました。その後、①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくり、④多文化共生施策の推進体制整備の4つの施策の柱ごとに課題抽出を行いました。

第2回目の検討会では、引き続き4つの柱に沿った課題抽出を行った後、次期計画策定に向けた方向性、具体的施策案について検討しました。

最終回の第3回目の検討会では、オリンピック・パラリンピックの開催に向けた多文化共生施策の方向性、具体的施策案について検討した後、3回の検討会を振り返り、報告のまとめを行いました。

板橋区

第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会報告書

2015年3月 発行

編集 板橋区第二次多文化共生まちづくり推進計画策定検討会

発行 板橋区区民文化部文化・国際交流課

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1

TEL: 03-3579-2018